

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくママメイト 本社運営規定
(居宅介護及び重度訪問介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社 ママ MATE が設置するママメイト 本社（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、障害者等（以下「利用者」という。）及び障害児の保護者（利用者を含め、以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 前項の規定は、重度訪問介護にあつては、「家事」の後ろに、「外出時における移動中の介護」を加えてこれを適用する。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成 18 年厚生労働省令第 58 号)に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ママメイト 本社
- (2) 所在地 千葉県我孫子市柴崎台二丁目 9 番 4 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (3) 管理者 1 名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (4) サービス提供責任者 1 名以上

サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する居宅介護等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 従業者は、居宅介護等の計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。
常勤換算 2.5 人以上（訪問介護の人員基準に準ずる。）

- (4) 事務職員 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 (受付) 国民の祝日、12月29日～1月3日を除く月～金曜日とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供日 従業者が勤務できる範囲で365日可
- (4) サービス提供時間 9:00～18:00 ただし特例はこの限りではない。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護
 - ア 身体障害者(18歳未満の者を除く)
 - イ 知的障害者(18歳未満の者を除く)
 - ウ 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
 - エ 精神障害者(18歳未満の者を含む)
 - オ 難病等対象者(18歳未満の者を含む)
- (2) 重度訪問介護
 - ア 身体障害者(18歳未満の者を除く)

(居宅介護の内容)

第7条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護等の計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院の介助((3)の事業として実施する通院等の介助を除く)
 - キ その他必要な身体介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 居住等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

- (5) 通院等のための乗車又は降車の介助
 - (6) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- (2) から (4) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から法第 29 条第 3 項又は法第 30 条第 2 項の規定により算定された介護給付費若しくは特例介護給付費の額に 90 分の 100 を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 第 11 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 車を利用した買い物等のサービス

買い物等で、ヘルパーが車を利用の際は 1 km×25 円とする。

4 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に指定障害者サービス、身体障害者福祉法第 17 条の 10 第 1 項に規定する指定施設支援、又は知的障害者福祉法第 15 条の 11 第 1 項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該支給決定障害者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算出された介護給付費又は訓練給付費の額、身体障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第 17 条の 10 第 2 項第 2 号に掲げる額（同法第 17 条の 13 の 2 の規定の適用がある場合にあっては、同法第 17 条の 10 第 2 項第 2 号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額）及び知的障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第 15 条の 11 第 2 項第 2 号に掲げる額（同法第 15 条の 14 の 2 の規定の適用がある場合にあっては、同法第 15 条の 11 第 2 項第 2 号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額）の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は同令第 21 条第 1 項に規定する工学障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業所は、当該障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、我孫子市、柏市とその周辺とする。

その他の地域については事業所対応とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(ハラスメント行為等の対応)

- 第12条 利用者またはその家族が事業者や職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為もしくは健全な信頼関係を築くことが出来ないほどのハラスメント行為を行った場合は、文書で通知し、サービスの提供を終了します。

(業務継続計画の策定と維持)

- 第13条 事業者は感染症または非常災害の発生時に自身、自宅、家族に被害が無い職員により、かつ職員の稼働の安全確保が確実な場合に対応が可能な優先業務の維持と、早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じ、研修し、訓練します。

(感染症の発生予防とまん延防止)

- 第14条 事業者は感染症の発生予防とまん延防止のための指針を整備し、委員会を定期的に開催するとともにその結果を周知徹底し、研修および訓練を実施します。

(虐待の防止)

- 第15条 事業者は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の趣旨に基づき養護者による障害者虐待の早期発見、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の発見、使用者による障害者虐待の発見および事業所内での発生防止を図るために指針を整備し、担当者を定め、委員会を定期的に開催するとともにその結果を周知徹底し、研修を実施します。

(身体拘束とその記録)

- 第16条 事業者は身体拘束等の適正化のための指針を整備し、委員会を定期的に開催するとともにその結果を周知徹底し、研修を実施します。
- 事業者は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- なお、身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ただし、姿勢保持を目的としたシートベルト等の使用はこの限りではありません。

(苦情解決)

- 第16条 提供した居宅介護等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は千葉県知事及び市町村長

が行う調査に協力するとともに、市町村、又は千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

（2）継続研修 年 3回

2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に盛り込むものとする。

4 事業所は他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報等を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から 5 年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 ママ MATE と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 13 日から施行する。